



2020年1月22日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 レ オ パ レ ス 2 1  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 宮 尾 文 也  
(コード番号 8848 東証第一部)  
問 合 せ 先 執 行 役 員 新 井 清  
(TEL 050-2016-2907 )

### 株式会社レノの公表文について

株式会社レノ及び株式会社エスグラントコーポレーション（以下「請求人ら」といいます。）は、1月20日付で、株式会社レノのホームページに、「株式会社レオパレス21の1月17日付リリースについて」と題する意見を公表していますが、これに対する当社の意見は下記のとおりです。

### 記

1. 当社が臨時株主総会招集請求に反対している点について、請求人らは、「提案する議案を株主総会に諮り、株主の皆様意思を確認してほしいということに過ぎません。」と述べています。この点、当社は全ての株主の皆様意思によって役員が選任されること自体について反対しているものではありません。定時株主総会（本年6月に予定）を待たずにこの時期に臨時株主総会を開くことの必要性がなく、むしろ弊害しかないと反対しているのです。

すなわち、定款の定めにより当社の取締役の任期は1年であり、全取締役の任期は定時株主総会終結の時に終了しますので、毎年の定時株主総会で全取締役の選任が議案となり、株主の皆様のご判断を仰ぐこととなっております。

昨年6月27日の定時株主総会でご選任いただいた現任取締役は全ての株主の皆様から負託された職責を全うするべく日々業務に取り組んでいるところですが、そうした現任取締役全員について、臨時株主総会を開催してでも解任すべき理由について、請求人らは何ら明確にしません。

2. 「事業提携・事業再編を含む抜本的改革案検討の中断ならびに業績への影響懸念」と題する項で、請求人らは、「対案はおろか会社や事業に対する思いすら聞けず、最終的に真摯に取り組む姿勢が見えなくなったため臨時株主総会の請求に踏み切ったという経緯があります。」と述べています。しかし、請求人らの要求は事業譲渡（会社分割）のみであり、この点は請求人らの本年1月17日付け公表文「株式会社レオパレス21の事業に関する弊社の考えについて」でも明確になっております。これに対し当社は、事業提携・事業再編を含めたあらゆる選択肢について、各ステークホルダーや全ての株主の皆様の利

益に資する方策の検証が必要であることを説明して参りました。

にもかかわらず、さらに、請求人ら関係者が当社内での検討に関与することを要求されました。全ての株主の皆様から負託を受けている経営陣として、この要求を断ったところ本臨時株主総会開催請求が行われました。

請求人らは、当社事業の「解体」を行うための手段として臨時株主総会請求を行っているにすぎないものであり、このような株主権の濫用を許すと、当社経営の抜本的改革案の検討に支障が出るほか、最繁忙期における営業活動にも多大な影響が出ることは明らかであり、取締役としての職務を全うするためにも、臨時株主総会の開催に反対するものです。

3. 「全取締役の解任議案ならびに請求人らが推薦する3名の取締役選任議案に関する意見」と題する項で、請求人らは、「現取締役らが自らの解任に関する議案に反対だから株主総会を開くなというのはおかしい話で、それを判断するのは株主の皆様です。」と述べています。

しかし、現任取締役は、昨年6月の定時株主総会で全ての株主の皆様から負託された職責を全うすべき立場にあります。したがって、全取締役の解任を求める一方で、自らの関係者のみを取締役に選任しようとする請求人らの行動について、現任取締役は、①全株主からの代表を選出しようとする点、②臨時株主総会を開催してまで決議する必要性がない点、③最繁忙期での臨時株主総会の開催に弊害しかない点で、反対しているのであって、解任議案だから反対しているものではありません。

4. 「解体的買収と言い換えた事業譲渡に対する反対意見」と題する項で、請求人らは、「解体」は法的に意味がないとか、「事業譲渡や経営統合の後も、当該企業の事業は当然に存続し、そのほうが株主、取引先その他のステークホルダーによって有益なことも多々あります。」と述べています。しかし、請求人らのこれまでの行動や当社に対する発言等からして、請求人らが、当社の解体的買収ないし資産の切り売りを実現して自らの短期的な利益のみを追求しようとしていることは明らかです。

本来当社がなすべきは、施工不備問題の解決によって社会的責務を全うし、信用と業績を早期に回復させることで株主やステークホルダーの皆様へ報いることであり、「解体」することではありません。

請求人らは、「現経営陣を刷新し、企業価値の回復を図るには一刻の猶予もありません。」と述べていますが、なぜ一刻の猶予もないのか、全く説明がありません。施工不備問題の解決、入居率の回復に努めることこそが、全ての株主の皆様の負託に応えるものと考えますが、請求人らの意見はそうした現任取締役の行為が企業価値を毀損すると言うに等しいもので、全ての株主の皆様から負託を受けている取締役としては、反対せざるを得ません。

何卒皆様のご理解を賜りたく、よろしくお願いたします。

以上